

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社B店において、惣菜の製造販売の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年に入社以来、約〇年間、惣菜部門の寿司担当として働いていたが、平成〇年〇月頃、上司の命令で寿司以外の製造業務に従事することになったことが負担になり、心身共に疲労し、そのことを上司に伝え、寿司担当への復帰を希望するものの、認められなかったことから、平成〇年〇月頃、うつ病を患ったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「適応障害」と診断され、その後、同年〇月〇日、D病院に受診し、同疾病と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年〇月〇日中旬に I C D - 1 0 診断ガイドラインの「F 4 3 . 2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと認められる旨述べている。当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 評価期間中、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は認められない。

イ 評価期間における「特別な出来事以外」の出来事について、請求人は、①

平成〇年〇月〇日に、冷蔵庫を片付けていたら、Eから大声で怒鳴られたこと、②平成〇年〇月〇日、応援体制がなく、145人前の弁当製造をさせられたこと、③平成〇年〇月〇日、チーフに、寿司専門の担当への異動を申し入れたが、断られたことを主張している。

(ア) ①の主張についてみると、Fの申述によれば、確かに、請求人とEとの間で言い争いがあったことが確認できる。

もつとも、一件記録を精査したが、上記やり取りは、職場における些細な事柄に端を発した双方の一時的な個人的感情に基づくものであったとみることが相当であり、当審査会としても、認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめるも、その心理的負荷の程度は「弱」と判断する。

(イ) ②の主張についてみると、請求人は、「連休ということもあって、私一人で145人前の数種類の弁当を作ることになって、ものすごくハードな作業でした。」と述べるも、請求人の「勤怠個別明細」によれば、当日の請求人の就労状況は、通常勤務時間より1時間多い勤務時間で、午後〇時〇分には退店していることが確認できる。そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、上記主張を認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」に該当する出来事とみることもできず、心理的負荷をもたらす出来事と評価することはできない。

(ウ) ③の主張についてみると、同主張は、請求人が当該異動の希望を断られたことにより強いショックを受けたとするものであるところ、改めて、請求人、チーフ及びFの各申述を含む一件記録を精査したが、当審査会としても、チーフが請求人の希望を断り寿司担当としなかったことには、デリカ部門担当チーフとしての合理的な理由が認められるものと判断する。

もつとも、請求人の配置転換の申し入れに関し、チーフとのやり取りがあったことは事実であり、その経緯の中で、チーフの発言等に対し請求人が不満や不快感を抱いたことは認められることから、当審査会としては、同主張を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものとしてみるも、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 以上のことからすると、請求人の主張する出来事は、いずれもその心理的
負荷の総合評価は「弱」と判断されるものであり、その全体評価は「強」に
は至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるもの
とは認められない。

(4) このほか、請求人は、平成〇年〇月に配置転換があった旨、平成〇年〇月〇
日及び同月〇日の出来事について主張するが、いずれも評価期間外のことであ
り、心理的負荷をもたらす出来事として評価することはできない。

(5) なお、請求人及び再審査請求代理人のそのほかの主張についても子細に検討
したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるも
のであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償
給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消す
べき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。